

川越市告示第四百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年七月二十九日

川越市長 川 合 善 明

一 形質変更時要届出区域

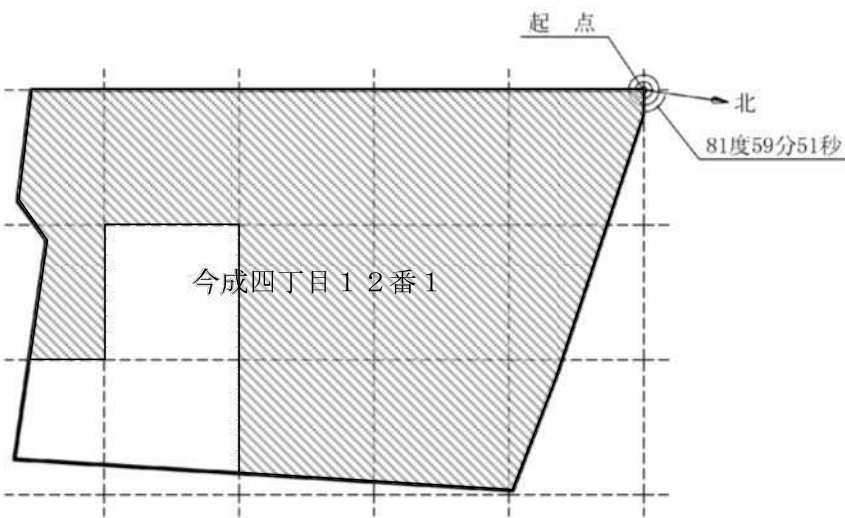
別図のとおり（川越市今成四丁目十二番一の一部）


二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物



 形質変更時要届出区域に指定する区画

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地

【起点】

起点は、埼玉県川越市今成四丁目12番1の最北端とする。

【格子の回転角度(81度59分51秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。